

## ◆◆「新しい川崎」メール版◆◆

—2024年9月10日第141号—

### <目次>

#### ●川崎市議会の決算審議に注目

#### ■台風19号多摩川水害川崎訴訟、第12回口頭弁論の報告

#### ▲お知らせコーナー

- ① 9/14 ゆめシネマ「福田村事件」
- ② 9/16「萩坂昇生誕100年・語りつごう！かわさきのむかし話」
- ③ 9/23 等々力緑地再整備を考える学習と調査のつどい
- ④ 9/29 おひさまフェス・星空上映会
- ⑤ 10/4 台風19号多摩川水害5周年フォーラム
- ⑥ 10/27 ゆめシネマ「〇月〇日、区長になる女」

#### ★編集後記

#### ●川崎市議会の決算審議に注目

2024年第3回川崎市議会定例会が、9月2日から始まりました。

今回の議会では、2023年度の川崎市の税金の使い方(決算)の審査が行われます。

市民にとって、自分たちが収めた市民税がどのように使われたのか、注目です。

#### <川崎市の収支は赤字～それは真っ赤なウン>

2023年度の歳入は、8632億円、歳出は、8526億円で、歳入から歳出の差引額は、106億円です。

そのうちすでに用途が決まっている繰越財源62億円を差し引くと、実質収支額、いわゆる剰余金は44億円もの黒字となりました。

2023年度予算では、収支で157億円の赤字がでるとして、川崎市は要求実現を求める市民に対し「財政がきびしい。財源がない。」を理由に拒否をしてきました。

しかし、今回の決算では、44億円もの黒字となっているのです。収支不足をなんと200億円も過大に試算していたのです。

そして、これは毎年のように繰り返されてきました。

前年の2022年度予算では、239億円の収支不足が出ると試算しましたが、決算では19億円の黒字となり、なんと250億円もの過大な試算をしていました。

予算を伴う請願や陳情に込めた市民の願いを否決してきた多くの議員の主な理由も、川崎市の言い分と同じでした。

しかし、それは真っ赤なウソだったことが、今の議会で明らかになったのです。

この予算案での「収支不足(赤字)過大見積もり手法」について、実は、議会でも繰り返し、現状に合った見直しを共産党議員等から追及されているのですが、川崎市長は、あれこれの言い訳を述べるだけで、見直そうとはしていません。

### <川崎市の確かな財政力は市民が支えているのに>

歳入の柱となる市民税は、97億円増加し3879億円。市民税の内訳は、個人市民税が91%、法人市民税はわずか9%です。

川崎の財政、特に市民税は、市民が支えているのです。しかし、税金は市民の福祉向上のために使われていません。

子ども医療費は中学卒業までで窓口負担があり県内最悪です。

学校給食無償化も、補聴器助成制度も、ゼロ回答でした。市内の事業所の99%は、中小企業です。

そして、中小企業が雇用の7割を担っています。

ところが、一般会計での中小企業支援は16億円、全体のわずか0.2%です。

一方で、臨海部再開発に完成までに1475億円を投入します。

新たに、扇島JFE撤退跡地の再整備に、市費2050億円を投入します。

こんなゆがんだ税金の使い方は、ひどすぎます！現在、市民にとって不公平な予算が日々執行され、税金が使われているのです。

### <税金の使い方を転換させよう>

今年度の決算でも、例年どおり巨額の黒字が予想されます。

このまま、川崎市政に税金の不公平な使い方を許すわけにはいきません。

地方自治の主人公は私たち市民一人ひとりです。

市民が、憲法に保障された請願権を使って、直接、請願や陳情を市議会に提出し、採択を実現し、市民のパワーで、税金の使い方を一歩ずつ転換させていきましょう。(I)

## 「令和5年度一般会計・特別会計決算見込みの概要」

### ■台風19号多摩川水害川崎訴訟、第12回口頭弁論の報告

先月の台風10号は、全国で多くの地域に被害をもたらし、そのニュースと関連して、5年前の川崎市内にも大きな被害を与えた台風19号(令和元年東日本台風)がまた話題として取り上げられました。

残念ながら、あのときの武蔵小杉のマンション被害については、単なる「内水氾濫」との報道が先行し、川崎市が水門を閉めなかったことによる多摩川からの逆流被害という正しい報道がされていません。

9月5日、台風19号での川崎市の責任を問う私たちの裁判は第12回を迎え、前回から原告に対する証人尋問が始まりました。

この間、3人の方が新たに原告に加わり、計96名の原告団となりました。

今回の口頭弁論では、台風10号があった直後でもあり、多摩川水害に関心をもった人や国民救援会が全面的に私たちの活動に対して支援していただいたこともあり、傍聴席には33人も参加してくれました。

今回は二人の原告が、尋問を受ける形になりました。

Aさんは妻の難病の関係で、避難できずに大変な思いをしたこと、Bさんは、自宅が町工場であり、その被害の大きさとちょっと遅ければ自分自身が水の中で溺れていたという思いを語りました。

川崎市の被告側弁護士から、家族関係や病状のことなど直接関係ないことまで問いただすなどの質問が出されました。

事後の報告会では「関係ないプライバシーのことについて答える必要があるのですか？」という疑問が出されました。

弁護士からは、直接被害と関係ないことは答える必要がないとの発言がありました。

原告尋問は証言の前に、「うそ偽りのないことを述べる」宣誓もあり相当なプレッシャーの中で勇気をもって証言しているのです。

この裁判は100人近くの集団訴訟という、川崎では公害訴訟につぐ大きな裁判であり、もっと多く

の人に知らせるためにも「公正裁判を求める署名」(現在 4426 名 + オンライン署名 244 名)をさらに広げることにとりこんでいます。

また、10月4日(金)18時半より川崎市総合自治会館ホールで5周年フォーラムを開催します。

鶴見川の流域治水にも触れ「総合的な治水対策とは」と題して横浜市の河川事業部で活動されていた荒井俊行さんの講演と裁判の到達点の今後の展開について川岸卓哉弁護士に語ってもらいます。

また、次回の口頭弁論は11月14日 14時開廷(13時半より事前集会)横浜地裁川崎支部です。また、11月10日には、宇名根地域の現地見学会を予定しています。ぜひ多くの方のご支援参加をお待ちしております。

船津 了(台風19号 多摩川水害川崎訴訟原告団 事務局長)

[署名用紙はこちら](#)

## ★お知らせコーナー

### ①ゆめシネマ「福田村事件」

9/14(土)

①9時

②12時

③15時(アフタートーク)

④18時10分

③アフタートーク「日本アカデミー賞音楽賞受賞、鈴木慶一氏に映画と音楽について聴く」

場所:かわさきゆめホール

前売予約:1,000円

当日:1,500円

障がい者・学生以下:500円

お申し込み:044-433-3003 ゆめホール

[cinema@kawasakiyume.com](mailto:cinema@kawasakiyume.com)

主催:ゆめホールシネマ倶楽部

[詳しくはこちら](#)

[公式サイト](#)

## ②【川崎市制・萩坂昇生誕】どっちも100年！

語りつごう！かわさきのむかし話

9/16(月・祝)11時～17時

中原市民館:2階ホール

予約不要、当日参加OK、途中の出入り自由

問合せ:044-935-0313/090-6707-2488(萩坂心一)

主催:かわさき民話を愛する会

[詳しくはこちら](#)

## ③等々力緑地再整備を考える学習と調査のつどい

9/23(月祝)9:30～13:30

会場:とどろき会館大会議室

資料代 300円

第1部 9:30～11:15

講演:尾林芳匡:八王子合同法律事務所弁護士

昼食・休憩 11:20～12:00 (会議室にて、昼食は各自用意)

第2部 12:00～13:15

調査のまとめと今後の取り組みの相談

主催 川崎民主市政をつくる中原区の会

共催/川崎民主市政をつくる会(全市)

連絡先 伊藤求 090-1900-4406

市古博一 090-7830-8030

[詳しくはこちら](#)

## ④第10回おひさまフェス×星空上映会

市民がつくった電気を使って、音楽イベントと映画上映会。

暮らしたい未来は自分達で創ろう！

9/29(日)12:00～19:00 雨天中止

二ヶ領せせらぎ館下の多摩川河川敷(JR登戸駅下車、徒歩8分)

入場無料

連絡先 高橋 044-722-6766

[公式サイト](#)

## ⑤台風19号多摩川水害5周年フォーラム

10/4(金)18:30 開始

川崎市総合自治会館ホール

詳しくはこちら

[公式サイト](#)

## ⑥ゆめシネマ「〇月〇日、区長になる女」

10/27

① 9時

② 12時

③ 15時(監督アフタートーク)

④ 18時

場所:かわさきゆめホール

前売予約:1,000円

当日:1,500円

障がい者・学生以下:500円

お申し込み:044-433-3003 ゆめホール

[cinema@kawasakiyume.com](mailto:cinema@kawasakiyume.com)

主催:ゆめホールシネマ倶楽部

[公式サイト](#)

## ★編集後記

先週号では、操作ミスが重なり、ご迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。今後、同様のミスが起きないように細心の注意を払ってまいります。

さて、9月6日放映のNHK朝ドラ「虎に翼」は圧巻でした。

実際の判決文は膨大で、原爆を「国際法の理念の反する」と断じた部分は盛り込まれませんでした。が、「この戦争は日本国が起こした戦争であり、被害者への救済を国家が担うべきで、国会が考えるべき。」という部分をチョイスしたのはなかなかです。

この判決をきっかけに、原爆被害の補償を求める運動や、核兵器禁止を求める運動が大きく盛り上がっていくことになります。

長いですが、ドラマで放映された部分を掲載します。

人類の歴史始って以来の大規模、かつ強力な破壊力をもつ原子爆弾の投下によって損害を被った国民に対して、心から同情の念を抱かない者はないであろう。

戦争を全く廃止するか少なくとも最小限に制限し、それによる惨禍を最小限にとどめることは、人類共通の希望であり、そのためにわれわれ人類は日夜努力を重ねているのである。

けれども、不幸にして戦争が発生した場合には、いずれの国もなるべく被害を少なくし、その国民を保護する必要があることはいうまでもない。

このように考えてくれば、戦争災害に対しては当然に結果責任に基く国家補償の問題が生ずるであろう。

現に本件に関係するものとしては「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」があるが、この程度のものでは、とうてい原子爆弾による被害者に対する救済、救援にならないことは、明らかである。

国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、障害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。

しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。

被告[国]がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。

しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果たさなければならない職責である。

しかも、そういう手続きによってこそ、訴訟当事者だけでなく、原爆被害者全般に対する救済策を講ずることができるのであって、そこに立法及び立法に基く行政の存在理由がある。

戦後十数年を経て、高度の経済成長をとげたわが国において、国家財政上これが不可能であるとはどうてい考えられない。

われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである。

主文。原告らの請求を棄却する」

なお、判決文のナマ写真を読むことができます。

## [判決文全文](#)

折しも長崎で救済を訴えていた裁判の判決は、「一部勝訴」で44人のうち15人しか認められませんでした。

被爆者に寄り添う血の通った判決を得ることは未だ容易ではない。(Y)

☆☆チェンジかわさき！☆☆

川崎民主市政をつくる会

〒211-0011 中原区下沼部 1880

お問い合わせ

[mailmag@newkawasaki.jp](mailto:mailmag@newkawasaki.jp)

公式ホームページ

<https://newkawasaki.jp>

☆☆チェンジかわさき！☆☆

配信を希望されない方は以下をクリックしてください。

自動的に登録を解除します。

[https://my922p.com/User/cancel\\_mail/fMwwpqj4/WAbJ9Z6CFocp?mail=talosxxx%40gmail.com](https://my922p.com/User/cancel_mail/fMwwpqj4/WAbJ9Z6CFocp?mail=talosxxx%40gmail.com)

誤って登録解除した場合、以下までご連絡ください。

[mailmag@newkawasaki.jp](mailto:mailmag@newkawasaki.jp)